

令和3年12月4日

斎場利用者各位

小田原市斎場の利用抑制解除について

標記について、これまで「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に基づき、施設利用について利用者に一定の制限をお願いしてまいりましたが、11月22日に神奈川県の対処方針が改訂され、12月4日より利用制限の解除をいたします。ご利用については、解除後も引き続きマスク着用や手指消毒の励行、マスク会食の徹底など基本的な感染症対策の継続をお願いいたします。新型コロナウイルスは消滅したわけではありません。ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、基本的な感染症対策の継続をお願いいたします。

内容については別紙をご覧ください。なお、不明な点がございましたら斎場までご連絡をお願い致します。

何卒、ご協力の程宜しくお願い致します。

小田原市斎場
場長 竹本健夫
TEL:0465-34-4909
FAX:0465-34-4915

新型コロナウイルス感染症に係る小田原市斎場利用抑制の変更内容

項目	令和3年12月3日まで	令和3年12月4日から
(1) 人数の制限について	【一部緩和】 各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも待合室1部屋当たり <u>30人以下</u> （2部屋を上限とする。2部屋利用の場合は <u>60人以下</u> ）としていただくよう、お願い致します。	【解除】 ※1室当たりの人数制限は解除します。
(2) 発熱等症状のある方等の来場について	過去2週間以内に発熱や咳の症状のある方、感染拡大している地域や国への訪問歴がある方、感染者と濃厚接触した方（感染予防措置を講じずに発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した人）は、来場を御遠慮ください。	【継続】
(3) 場内での飲食等について	飲食することを可能としますが、待合室内に限ります。また、待合室での会食は感染リスクがあることを十分にご理解いただき、マスク飲食の徹底をお願いいたします。 ・各席に個別に配膳される物に限ってください。	【解除】 ※・飲食は待合室内でお願いします。共用部（待合ホールや待合スペースなど）での飲食はご遠慮ください。 ・各席に個別配膳を推奨します。
(4) 茶器の使用について	茶器の使用を停止します。	【解除】 ※茶器の使用を開始しますが、湯呑の代わりに紙コップを提供します。
(5) 待合室内での配席について	間隔を空けて配置します。	【解除】
(6) 待合ホール等について	次の共用スペースの利用を一時停止します。 ・待合ホール（レイアウトを変更して開放） ・待合スペース ・キッズスペース	【解除】